

武蔵野市情報公開委員会（第8回）会議要録

- 日 時 平成17年7月19日 午後6時30分～8時10分
- 場 所 消費生活センター講座室
- 出席者 委 員 5名
事務局 3名
- 傍聴者 2名

※ 委員会に遅れて参加する委員がいたため、当初の予定を変更し、報告事項から行うこととなった。

1. 報告事項

(1) 平成17年度第1四半期の開示状況について

事務局から資料により開示状況の説明

委 員： 農水省の委員会の件ですが、これって既に終了しているのですか。

事 務 局： 委員会は昨年度末で終了しまして、「武蔵野プレイス」という形で報告も出されています。

委 員： 委員会を開くに当たって、例えばテープ収録の全文をどの程度開示するとか、委員会の中でも確認されてなかったんじゃないですか。議事録は公開するが、音声は公開しないと、委員の名前は出さないと。

事 務 局： 私も庁内の幹事をやっていたのですが、最初の会議のときに、委員に自由な討論をしてもらいたいので、傍聴は認めず、その代わり議事要録は作成し、ホームページ等で公開をするということで、確認をされています。テープについての取り決めは、確認しなかったかもしれないですね。

委 員： 事務局でも、聞き漏らしたり、議事録を起こすためのテープなので、了承を得てテープを使いますよね。

事 務 局： 委員会によっては、最初の会議で確認事項を提案して、その中に傍聴基準等も盛り込んでおき、会議で承認されたら、その基準に沿って傍聴を認めるということもしています。それぞれの委員会の性格や主管課の判断にもよりますが、情報公開・個人情報保護審査会や個人情報保護審議会は条例または審議会の取

り決めで非公開とすると。それは委員会の性質上、設置要綱や条例や規則等でそういう定めがあるものもありますし、逆に、公募で一般市民の方の意見を聞きながら、政策決定やチェック機能を深めていただくという委員会もありますし、一概には何とも言えないです。

委員： 不服申立について、情報公開・個人情報保護審査会ではいつごろまで審議するのですか。

事務局： 審査会会長から、実施機関側の決定理由書と、その理由に対する異議申立人の意見書を整えてから審査会を開催したいということもあって、実際の会議は7月25日に開催する予定です。90日をめどに答申をということはありますが、審議の内容によっては、それだけでは十分に審議ができないとなると、やむを得ず延びるというケースもあり得ます。

(2) CIMコラム集の作成について

委員： これはどういうところに何部配布するのですか。

事務局： 図書館やコミュニティセンターとか公共施設に置く予定です。その上で、市公共施設にとどまらず、人がよく集まる場所に置かせてもらえるような状況になれば、そういうところにもと思っています。200部ぐらい作っています。

副委員長： 販売はやりますか。

事務局： 情報公開委員会発行にしましたので、有償で販売する予定はありません。

(3) 安全・安心の窓口サービスのあり方を考える委員会の報告について

事務局から報告書により概要説明

副委員長： 申請した本人確認についてのことが中心になっていますね。

事務局： 本人確認についての苦情が市長への手紙などで広聴部門には届いています。

委員： 窓口対応にはサービスの面と同時に、危機管理の面もあります。

事務局： 危機管理という項目での研修はありませんが、例えば情報セキュリティ研修とか、個人情報保護条例の改正に伴う個人情報保護の研修を実施しました。120名ぐらい申し込みがありました。

委員： 私の友人が強盗の被害に遭いましたが、顧客情報が大量に入っているパソコンを1台持っていかれてしまったから加害者にもなりました。それで会社をク

ビになりました。

事務局： 学校の先生も、持ち帰り仕事でやろうと思って盗まれたということが新聞記事になっていましたが、武蔵野市の場合は、個人情報のデータについてはFDに落としちゃだめ、持って帰っちゃだめ、パソコンを持って帰っちゃだめということにしています。損害賠償請求で、個人情報漏えいの場合、メールアドレス1件500円と、ヤフーが相場をつくってしまいましたが、QUOカードを送ってくるわけです。かかった費用が40億円だそうです。東武鉄道が同じように顧客リストを漏えいしたので、いろいろな割引券だとか何かで、6億5,000万円かかったそうです。1回大量に顧客データを漏えいすると、カードや商品券の郵送料だけではなくて、セキュリティをさらに強化するための費用ということで億単位の金が飛ぶので、民間企業の場合は非常に痛手になります。役所の情報だと、かなりセンシティブ情報も入っていますので、メールアドレスと氏名だけというわけにはいきません。

委員： その対策としてはどういうことを。

事務局： セキュリティ研修や個人情報保護研修をやって、また条例改正で、民間の個人情報保護法の罰則は上限30万円ですが、うちの場合は100万円という形で罰則を強化しています。また、パソコンを開くにもパスワードが必要です。しかも、3カ月ごとにパスワードを変更しないといけないことになっています。パスワードも、システムを立ち上げるときのパスワードと、それから市内LANのメールとか情報のやりとりをするときのパスワードの2種類あり、二重のセキュリティガードをしています。

2. 議題

(1) 9月以降のCIMコラムのテーマについて

副委員長： 9月以降ですが、何カ月ぐらいを事務局は目標にしていますか。

事務局： 年内ぐらいまで、9、10、11、12月と4回分お願いできればと。

副委員長： 提案者の方に概略、項目的にはそれぞれありますけれども、補足的にご説明をいただければと思います。

委員： 公共施設に関するテーマが少ないので、掘り起こして検証したい。市の体育館や競技場もいろんな方に情報を発信にした方が成果が出ると。武蔵野中央公

園はさま変わりになって、今は都立ですよ。今、どういう状況ですよというのもいいかなど。

副委員長： それでは、浜執筆者。もし、補足的な説明が必要でしたら、どうぞ。

浜執筆者： 市長への手紙は、平成5年に一度取り上げられております。こういうシステムができたときの紹介だったのですが、この10年間の、市も社会状況も変わっておりますので、手紙の内容の変化について。

子育てSOS支援センターについては、いろいろな子供の問題がたくさんありますので、まだ新しいですが、お母さん方の悩みであったときにはぜひご利用くださいというようなことを、お知らせしたい。

図書館は、本の貸し借りだけではなく、いろいろサービスがあります。例えば、声のボランティアで、視覚障害の方に市報などを読んでテープにしてお渡しするというようなこともあるので、それらのサービスについてお知らせする。

武蔵野地域自由大学ですが、高齢者向けの施策と思っていたのですが、実際は18歳から参加することができて、ニートとか若い人が行ってみようかなという人が出て、何かのきっかけになればということもありましたので。

委員： 9月か10月は秋なのでスポーツはいかがでしょうね。総合体育館、陸上競技場、また、スポーツをどう考えているか。武蔵野市の総合体育館というのは間違いなく成功した例だと思うのです。利用者の年齢層も幅広いし、スタッフの人もすばらしい。民間のジムのスタッフよりも一生懸命ですね。例えば、北区や文京区の体育館なんかは若い人いないのです。立派な施設があるのだけど、若い人がいなくて、みんな年配の方が来ていて。

委員： 利用状況がどうなのか知りたいですよ。

副委員長： 10月に運動会があるので、スポーツは9月にしましょう。

委員： 図書館と武蔵野地域自由大学なんかは「学ぶ」でくくったらいかがでしょうかね。でも、18歳というのは知らなかった。そういう情報も欲しい。ちょうど9月はインターネット等による図書館貸し出し予約開始。でも、図書館は図書館でやったほうがいいのか。どうでしょうね。

事務局： ちょうど市報に武蔵野自由大学の次年度のカリキュラムが出たころの方が、例えばコラムで先に出て、こんなことがあるのだったら私も応募したいなと思っても、年度の途中からは多分申し込みはできないし、忘れちゃうので、年初

めとか2月の方がいいかもしれませんね。

委員： 図書館は漫画を入れたと聞きました。図書館に来る子どもの数、増えているのですよ。導入してから半年ぐらい経っていますかね。非常にクラシックな手塚治虫さんとか、かなり幅広く。

副委員長： それでは、図書館は10月にしましょう。

委員： 武蔵野中央公園のPRですけれども、市の公園って、小さい公園はともかく大きな公園って幾つぐらいあるのですか。今度、青年の家の跡地に公園ができましたよね。

事務局： 市民参加のワークショップでつくりました。

委員： ビオトープとかをもっと絡めて、自然と公園みたいな。例えば、武蔵野市で貴重生物である井の頭公園のバラタナゴが全滅しちゃったのですよ。ブルーギルとブラックバスに食われて。水族館の中に入れば、食われないで生きているのですが、野生の方は全然いなくなっちゃった。あと、春先に、ミドリガメがこんな大きくなったのがいて、従来いたイシガメという種類がほとんど見られなくなった。

委員： ビオトープを含めて「自然」でいいのではないですか。あれもひどいもので、キャパが小さ過ぎて、子どもがわーっと行って、大抵最初で壊滅状態になっちゃう。今のタナゴの話なんて市民の人は知らないから知らせてあげたい。

副委員長： 11月にビオトープ関係ですね。表題はどうなりますか。

委員： 「自然」でいいんじゃないですか。自然ということで、その中に捨てちゃだめとか。

委員： 武蔵野市の外国人というのはどういうふうにして把握されているのか。教育委員会で、外国人が来たときに相談を行うサービスがあるんですよね。

事務局： 帰国子女や、外国人の相談についてはありますね。滞在型の相談はわかりません。他市に比べると非常に多いですね。

委員： 今まで扱われていなかったのですけれども、その人たちも市民かなみたいな感じで、いつか、来年でもいいですけれども、そういうものもいくなって。

委員： 12月って歳末助け合いなんで、頑張り母子家庭とか、援助とか。子育てSOSは、子どもだけじゃなくてそういう意味がある。もし母子家庭で何らかの相談を受けたいときはここへ行くといいよとか、こういうことをやっています

とか。頑張れお母さんみたいな切り口で。

事務局： 今、あんまりお母さんと言うのはだめなんです。男女平等参画社会なんで。

委員： でも、母子家庭からやっぱり相談を受けますよ。完全に離婚をしていないと寮に入れないから、夫が判を押さない限りは母子寮にも入ることができない。圧倒的に苦しんでいるのはお母さんですよ。

副委員長： そうすると、9月のスポーツですよ。10月が図書館サービス、漫画を含めて。11月がビオトープ、12月は相談ということでお願いします。

3. その他

事務局： 個人情報保護条例を改正しまして、その解釈と運用の手引を、お持ちしました。今回の手引の主な特徴は、個人情報保護法などと整合性を持たせ、罰則等を強化して、個人情報保護についてかなり充実をさせました。そのために解釈・運用が非常に必要になりまして、50ページぐらい前回の手引よりもページ増をいたしました。また、非常に難しい言葉がありますので、資料集の中に用語解説集というものをつくりました。例えば外部提供と目的外利用はどう違うのか。それから、個人情報と保有個人情報の違いとか。実施機関とは何を指すのかとか、センシティブ情報というのはどういうことなのかとか、50音順にまとめた用語集です。それから、罰則が強化されましたと言うけれども、どういう場合、罰則が当てはまって、どういう量刑があるのか。罰則を表にして示しました。わかりやすさを求めて工夫をいたしましたので、ぜひ情報公開委員会でもご参考いただければと思います。市から委嘱されている審議会の委員も、個人情報保護条例の対象になっていますので。

副委員長： それでは、時間となりましたので、本日の会議を終了させていただきます。本日の会議で一応2年間の任期が終了するということをございまして、どうもありがとうございました。

事務局： 次期の情報公開委員会の委嘱について、ご報告だけいたします。高田委員、西上原委員、南出委員については再任のご承諾いただいておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。飯島副委員長につきましては、ご本人から、年齢による勇退を強く求められておひまして、今期限りのご勇退ということになります。それから、垣原委員と佐々木委員につきましては公募委員と

ということで、2期4年連続して務めていただきましたのでご退任ということで、新たに公募委員を市報で公募いたしましたところ、2名応募がありまして、選考の結果、お二人ともなっていたかどうかということで、内部での検討、選考委員会は既に終了しております。ただ、委員長の後任には、まだ流動的な要素がありますが、勝田委員長の後任の学識の方はなかなか、お引き受けいただける方も含めてしんどいのかなという状況です。新たな委員会につきましては、9月末から10月頭ぐらいに第1回を開催させていただこうと思っておりますので、今日お決めいただいたC I Mコラムのテーマも含めて、引き続きご検討いただくことになる委員の方もいらっしゃると思いますので、よろしくお願ひします。

【配布資料】

- ① C I Mコラムテーマ集
- ② 平成16年度行政文書開示請求及び不服申し立ての状況
- ③ C I Mコラム集
- ④ 「安全・安心の窓口サービスのあり方を考える委員会」報告書
- ⑤ 武蔵野市個人情報保護条例の解釈・運用の手引
- ⑥ 季刊 むさしの 2005年夏号

【送付資料】

- ① 第7回情報公開委員会会議要録
- ② C I Mコラム掲載状況（分野別）
- ③ 平成17年度主な事業一覧